

広島県告示第八百六十五号

平成二十三年広島県告示第四百二十号（広島県港湾施設管理条例の規定に基づき知事が指定するビクター船舶の用に供する港湾施設及び知事が定める施設の区分）の一部を次のように改正し、令和八年一月一日から施行する。

令和七年十月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
広島県港湾施設管理条例（昭和二十八年広島県条例第三十六号）第五条第一項第二号及び別表第三の表に基づき、知事が指定するビクター船舶の用に供する港湾施設及び知事が定める施設の区分を次のように定める。			広島県港湾施設管理条例（昭和二十八年広島県条例第三十六号）第五条第一項第二号及び別表第二重要港湾及び地方港湾の表に基づき、知事が指定するビクター船舶の用に供する港湾施設及び知事が定める施設の区分を次のように定める。		
港湾施設の名称	位 置	施設の区分	港湾施設の名称	位 置	施設の区分
（略） 宮島ビクターバース	（略）	（略）	（略） 宮島ビクターバース	（略）	（略）
三原内港客船東 （ビクター）棧	三原市城町三丁目一 番地先	一級施設	瀬戸田港棧橋 三原内港客船東 （ビクター）棧	三原市城町三丁目一 番地先	二級施設
瀬戸田港棧橋	（略）	（略）	瀬戸田港棧橋	（略）	（略）